

カナダ農業移住訓練生とその評価

大木 崇

2026 年 5 月 5 日

1. 制度発足の背景

この文書は、日本国際協力事業団の報告書と、私の見聞を基にして、作成されている。

1960 年代のカナダでは、農業分野における労働力不足が深刻な社会問題となっていた。特にアルバータ州などの農村地域では若年労働力の都市流出が顕著であり、農場の維持自体が困難な状況に直面していた。これに加え、カナダ政府は 1962 年に従来の白人優先の移民政策を改定し、1966 年には経済的・社会的必要性に基づく移民受け入れの方針（移民白書）を打ち出しており、1967 年のモントリオール万博（Expo 67）開催等に伴う労働力需要の増大も相まって、アジア人移住者の数が急激に増える環境が整いつつあった。また、1967 年には、移民政策に大きな変化があり、全世界からの移民の受け入れ審査を統一して、点数制が導入された。これにより、日本からの移民が大幅に緩和された。

技術移住者がより高い賃金を求めて移動しやすく受動的であるのに対し、農業移住者は土地と結びつくため長期的にカナダの国土開発に寄与できる存在としてカナダ側から強く求められていた。一方、日本では高度経済成長期を迎え、農村部では若者の都市部への流出によって、都市部において、余剰労働力が生じるとともに、海外での農業研修や移住に強い関心を持つ青年が増加していた。当時、南米諸国への農業移住は土地価格の高騰や事業団直営方式の困難さから行き詰まりを見せており、海外移住事業団（後の国際協力事業団）は広大な農業適地が広がるカナダへ着目した。カナダ政府も、単なる研修事業ではなく「移住者」としての労働力の受け入れを望んだため、将来の永住を前提としたプログラムとして方向付けられ、太平洋戦争以前からの日系カナダ人、と太平洋戦争中に南アルバータの甘藷農家の労働力として、BC 州沿岸地帯から強制移動させられ、戦後も南アルバートに残った日系人農家が既に安定した経営基盤を確立していた。これら日系カナダ人は、日本からの農業労働者の受け入れに好意的であった。そのため、訓練制度はアルバータに限られていたわけではなく、カナダ全土の行くことがかろうであったが、主に、日系カナダ人が大勢参加していたアルバータ州南部のポテト生産者組合等を引受先として、1969 年（昭和 44 年）4 月に第 1 回訓練生が送出され本制度が発足した。

2. 制度の概要

この農業移住訓練制度は、日本の農村青年をカナダに派遣し、2 年間にわたる農業実習と労働を通じてカナダの近代的な大型機械化農業の経営能力を涵養するとともに、カナダ社会への適応力を高め、将来のカナダ移住者の中核となる人材を育成することを目的としていた。当初から、農業訓練とカナダ移住という二つの、必ずしも合致しない目的が織り込まれていた。応募資格は 18 歳から 23 歳の男子で、3 年以上の農業経験または農業高校卒業者であり、大型農業機械の操作能力や自炊

生活を行う能力を持つことが条件とされた。渡航費（東京～カルガリー間で約 16 万 9 千円）は全額自己負担であったが、事業団による出発前の英語や農業機械操作の事前訓練習費用は半額補助された。

カナダ到着後、訓練生は指定された引受農家（主に日系人農家）と雇用協定を結び、ポテトやテンサイ（シュガービート）、麦などを中心とした農作業に従事した。待遇面では、初年度は月額 425 カナダドル、次年度は 475 カナダドルの基本給が支給され、引受農家は衛生設備を備えた宿舎、個人用ベッド、暖房、照明等は無償で提供する義務を負った。労働時間は月によって変動し、冬季は 1 日 8～9 時間である一方、農繁期である 5 月から 11 月にかけては 10 時間から最高 13 時間にも及ぶ過酷な条件が設定されていた。また、不測の事故や問題解決のために、農業青年移住者と雇用主が同額ずつ拠出する共済基金制度も設けられていた。プログラムは労働力の提供にとどまらず、語学の習得や異文化交流を兼ねており、2 年間の契約終了後も引き続き就労し、永住権を取得することが奨励されていた。

2.1 雇用者と訓練生の間の雇用協定

第 1 条 総則

[] 年 [] 月 [] 日より [] 年 [] 月 [] 日までの期間中、引受農場主は訓練生に対して農作業実習を与えることに同意し、訓練生は引受農場主の指示監督のもとに、要求される農作業実習を勤勉に遂行することに同意する。実習作業はカナダの休日（日曜日、祭日）および年始の 3 日間を除いた日とする。1 日の作業時間は月毎に最高時間数を定め、訓練生の同意があればそれを越える時間ならびに前記休日における作業を妨げない。月別の最高作業時間は次のとおりとする。

- 1, 2 月：8 時間
- 3 月：9 時間
- 4, 5 月：12 時間
- 6, 7, 8 月：10 時間
- 9, 10 月：13 時間
- 11 月：10 時間
- 12 月：1 ヶ月間は農場での実習作業から離れて行なう訓練生合同研修のための期間とする。

第 2 条 宿舎

引受農場主は訓練生の実習期間中、衛生設備を備えた健康的な宿舎を無償で訓練生に提供することに同意する。宿舎の設備は次に掲げるものを含む。テーブル、椅子、個人別ベッド、マットレス、十分な暖房、照明、窓、洗濯場および入浴またはシャワー設備。訓練生が自炊を行なう場合は、食糧貯蔵のための冷蔵庫、料理および食事のための器具、その他貴重品の安全保管場所。毛布、シーツ、枕カバー、タオルは、訓練生の希望により、引受農場主が購入資金の貸付けを行なう。訓練生

を本プログラムに関係のない他の労務者と一緒に宿泊させてはならない。電気、燃料、水道、廃物処理に要する費用を訓練生に対して請求し、またはその賃金から控除してはならない。

第3条 業務傷害または疾病に対する保険

引受農場主は実習を原因とし、かつ実習中に発生した傷害および訓練生の作業に直接起因する疾病に対する保険ならびに配属期間中の生命保険を訓練生のために無償供与することに同意する。この保険は責任ある保険会社より取得されなければならない。

第4条 業務外の傷害および疾病に対する保険

訓練生が被った業務外の傷害または疾病に対する保険の経費は訓練生が負担する。

第5条 賃金の支払い

1. 引受農場主は、第1条の任務を誠実に遂行する訓練生の生活を保証するために、農場到着の日から起算して、毎月（研修期間中の12月を除く）初年度\$250、第2年度\$275を基本給として支給する。ただし、第1条に規定する最高作業時間を超える時間ならびに休日の作業に対しては、1時間について\$1.20の超過賃金を支払う。ただし、月曜日から土曜日までの総作業時間数が第1条の最高作業時間数の6倍を超えない場合には、その週内の某日の作業時間が最高作業時間数を超えてもその超えた時間に対する超過賃金は支払わない。
2. 毎月の給料その他はすべて翌月3日までに支払いを完了する。
3. 引受農場主は現行慣習に準拠して毎月1回（あるいは毎2週間1回）賃金支払いを行なう。

第6条 農具および設備

引受農場主は本協定による役務を行なうことに要する一切の農具、供給品または設備を無償で訓練生に提供する。訓練生の悪意によらない農機具類の損傷に対しては、訓練生にその弁償を要求しない。

第7条 控除

引受農場主は訓練生の賃金から下記以外の控除をしないことに同意する。(1) 所得税 (2) 失業保険 (3) カナダ・ペンション (4) 賃金に対する立替払い (5) 賃金の超過払い (6) 第12条に準拠して引受農場主が供給した食事の代金 (7) 引受農場主が訓練生に供与した財産の返還を訓練生が拒絶し、もしくは不注意で返還を怠ったことにより、またはかかる財産を故意に破壊したことにより生じた引受農場主の損失 (8) 協定の満期または訓練生が実習協定を放棄した場合に残存する引受農場主に対する訓練生の負債

第8条

訓練生は私用の物資を自由に購入し、かつ毎週1回ずつ購入をなし得る場所にゆく機会を与えられねばならない。これらの物資購入の際の交通手段は引受農場主が提供する。

第 9 条 訓練生の重病、事故および死亡

訓練生が重病、事故または死亡した場合には、引受農場主は適当な病院と医療その他必要な手配をするほか直ちに受入団体およびトロント駐在員に通告する。訓練生が死亡した場合には、引受農場主は遺体を火葬に付し、遺骨を受入団体に送る。葬儀、火葬、遺骨の日本送付等に要した経費は、第 3 条による生命保険金と受入団体、引受農場主の協力資金をもって支払いに当てる。

第 10 条 共済基金

1. このプログラムに関連して発生する不測の事故や問題等を解決するために、共済基金を設ける。
2. この基金を保管運営するために、共済基金運営委員会を設ける。委員会の構成員は海外移住事業団代表 1 名、アルバータ・ポテト協会代表 2 名、カナダ移住訓練生代表 2 名とする。
3. 拠出金額は毎年これを協議して定めるが、1971 年 4 月分から 1973 年 3 月分までは訓練生、農場主とも毎月 C\$.3 とし、各農場主は両者の拠出金を翌月 5 日までに共済基金運営委員会に送付する。

第 11 条 苦情の処理

引受農場主と訓練生との間の苦情は、まず当該引受農場主と訓練生グループ・リーダーによって解決されるべきである。もし、両者間で相互に満足な解決に達しなかった場合には、受入団体代表者にそれを報告し、受入団体代表は必要に応じ、トロント駐在員の協力を得てその解決に最善を尽すものとする。

第 12 条 食事

引受農場主が訓練生に食事を供する場合には実費で供与し、いかなる場合にも訓練生の負担は毎月 \$0.50 をこえてはならない。

第 13 条 雇用における差別待遇禁止

引受農場主は訓練生に対する実習条件において社会的もしくは経済的に不利な差別待遇を行なってはならない。引受農場主は実習期間中、訓練生とカナダ市民との交流の機会が得られるよう努力する。

第 14 条 記録および説明書の保存

引受農場主は実習する各訓練生の所得および実習時間に関する正確な記録を保存し、これを賃金支払いの時に訓練生に供与しなければならない。

第 15 条 不道德および不法の影響に対する防護

引受農場主は職業的賭博者、酒類の行商人および不道德かつ不法の行為に従事する者を実習地から遠ざける措置をとることに同意する。

2.2 訓練生のカナダ移民法上の地位

JICA（旧海外移住事業団）は、この制度を「移住希望者の訓練・準備」を目的とした制度と見ており、訓練生は移民ではなかった。カナダの移民制度の下では、訓練生は **Temporary Worker**（臨時労働者）であり、カナダに就労ビザで入国し、滞在期間は訓練期間に限られていた。すなわち、訓練生は永住権をもっていない。ただし、カナダ側としては、訓練生が訓練期間後もカナダに残ることを望んでおり、永住権の申請を奨励していた。実際、カナダに残った（訓練期間終了後にある期間カナダにいた訓練生と、訓練期間終了前に雇用元を離れたがカナダに残った訓練生も含めて）訓練生は永住権を取得した。この制度に参加すれば、訓練後に永住権の取得が可能であるということ、訓練生が知っていたとおもわれる。

3. カナダ農業訓練移住制度の評価

国際協力事業団は昭和 55 年月に、「カナダ農業移住訓練生動態調査報告書」を発表した。この制度の下で、国際協力事業団は 1969 年から 1976 年までの間に、220 名の訓練生をカナダに送り出した。これら訓練生の動態について、1978 年 3 月に訓練生の留守家族を通じ、全訓練生の住所、現況の確認を行った。報告書はこの調査結果に基づいているが、カナダ在住者のついて全ての訓練生を追跡できず、調査が不完全なために、当時の事業団トロント駐在員が把握しているもののみを調査対象とした。

この調査によれば、1969 年から 1976 年までに 220 名が訓練生としてカナダに来ており、1978 年 3 月までに 70 名が帰国、96 名がカナダ在住、54 名が不明となっている。報告書はカナダ在住者の内、かなりの訓練生が帰国または不明になっている可能性が高いと言っている。調査に回答した訓練生の大半が、青年時代に外国生活の経験が出来たこと、カナダ農業の大型農業機械の操作を経験出来たことを評価しているが、一方制度の問題点も指摘している

最大の問題点は、労働条件の過酷さと「訓練生」という身分とのギャップであった。多くの青年は近代農業を学ぶ夢を抱いて参加したものの、実際には「ファーム・ヘルパー」として、機械に使われるような長時間労働と単純作業を強いられ、語学を習得する暇もないほどの重労働であった。また、移住者と訓練生という「二本立て」の曖昧な制度設計が不満を生み、日本の温かい家族的な関係を求める訓練生と、カナダ式のドライな雇用関係を前提とする引受農家（主に日系二世）との間で、労働慣行や食事の提供を巡る感情的なすれ違いやトラブルが頻発した。事業団側も、契約満了後に自立を目指す青年に対する低利貸付などの資金援助体制を欠いており、独立への道筋が不明確であった点も制度の不備として指摘された。

この二重性を解消するため、1974 年（昭和 49 年）には名称から「訓練生」を外し「アルバータ州南部農業青年移住プログラム」へと改称されたが、契約途中で引受農家を出奔する者や、日本へ帰国する者も後を絶たなかった。最終的に、カナダ国内での農業機械化の進展による労働力不足の緩和、カナダ政府の移民政策変更に伴う永住ビザ取得の困難化や国内失業者優先の方針、そして日本

国内での海外移住熱の低下など複合的な要因が重なり、この制度は 1977 年（昭和 52 年）度をもって実質的に中断することとなった。

労働条件について詳細を見ると、訓練生の労働は、近代農業を学ぶという夢とは裏腹に、「ファーム・ヘルパー」として機械に使われるような長時間の単純作業が中心で、息つく間もないほどハードなものだった。アルバータ州南部の特異な気候により、夏期は雨が少ないため灌漑作業が重要となるうえ、収穫期には作業が短期間に集中し、特に初年度は不慣れなため相当厳しい労働を強いられたのである。

労働時間は雇用協定によって月ごとに定められており、閑散期の 1～2 月は 1 日 8 時間だったが、農繁期となる 5～6 月は 12 時間、9～10 月には最高 13 時間に設定されていた。繁忙期には契約通りであっても 1 日 14 時間から 15 時間におよぶ労働となる日もあり、社会経験の少ない 18、19 歳の若者にとっては精神的にも肉体的にも相当な負担だった。

賃金は協定の改定時期によって異なるが、初年度の基本給は月額 250 カナダドル（1972 年改定時）から 425 カナダドル、次年度は 275 カナダドルから 475 カナダドルが支給され、休日労働が生じた場合には超過賃金が支払われた。

引受農場主は訓練生に対し、衛生設備を備えた健康的な宿舍を無償で提供する義務を負っていた。宿舍にはテーブル、椅子、個人用ベッド、マットレス、十分な暖房や照明、窓、洗濯場、入浴またはシャワー設備が完備され、電気や燃料、水道などの費用は農場主の負担（賃金からの控除不可）とされていたのである。

食事の面では、住居や食事を農家側が提供することが多いとされた一方で、自炊が求められるケースも多くあった。自炊の場合、農場主から冷蔵庫や調理器具が提供されたが、1 日 14～15 時間もの重労働の後に全ての食事を自炊しなければならない現実は厳しく、「特別忙しい時は農家が食事に呼んでくれてもいいのではないかと訴える訓練生も多くいた。

また、生活環境における人間関係のトラブルも頻発した。日本の温かい家族的な雰囲気求めていた訓練生に対し、引受農家（主に日系二世）の多くはビジネスライクでドライな「雇用者と被雇用者」の関係を優先していたため、労働慣行や食事の提供を巡る感情的なすれ違いが大きな不満へとつながったのである。

4. 私見

1976 年のカナダ移民規則の改正以後、日本からカナダへの移民が増加したが、これら新移民（カナダの日系社会では、新移住者、new Japanese immigrants と呼ばれる）の多くは、専門職、技術職であり、農業を希望して移民を申請する人は、ごく少なかった。カナダ農業移住訓練生制度は、この数少ない農業移民を推進する制度であった。ただし、農業に従事することは、他の職業と違い、

独立して農場を経営するためには、土地と農業機械の購入に、多額の設備投資が必要であった。これの設備投資のあてがなければ、農家として独立することは、困難であった。農業移住訓練生制度は、文字通り、訓練を施すことだけで、次の段階の支援はなかった。この制度を、「カナダで農業をして定着する」という基準で評価すれば、制度は目的を果たしたとは言えない。ただし、訓練生としてカナダに来て、契約終了後、または終了前に、永住権を獲得し、農業以外の分野に進んで、カナダに定住した訓練生もいる。これら訓練生からみれば、この制度を利用して、カナダに定住できたことは個人的には成功であり、制度の貢献を評価できる。

私は 1969 年 9 月から 1975 年 8 月まで、レスブリッジ大学で教鞭をとりました。1970 年の秋のある日、自宅に第一期と二期の農業訓練生 8 名が訪ねてきました。農業訓練の実態が、日本で予測していたものとかけ離れれているので、農業訓練を止めたいが、2 年の契約があるので、止められるかどうかわからない。契約違反は罪に問われるのかどうか知りたいと、私の質問しました。その時、訓練生が私のみせくれたのが、この文書に転載した契約書です。とくに、次の条項に、訓練生は驚きました。

第 9 条 訓練生の重病、事故および死亡

訓練生が重病、事故または死亡した場合には、引受農場主は適当な病院と医療その他必要な手配をするほか直ちに受入団体およびトロント駐在員に通告する。訓練生が死亡した場合には、引受農場主は遺体を火葬に付し、遺骨を受入団体に送る。葬儀、火葬、遺骨の日本送付等に要した経費は、第 3 条による生命保険金と受入団体、引受農場主の協力資金をもって支払いに当てる。

遺骨になって日本に帰ることもあり得る、と心配しました。私は、この契約書を大学の顧問弁護士に見せて意見を聞きました。弁護士は、このような労働条件を書いた契約書は無効で、訓練生が契約半ばで雇用関係を終了しても、雇用者は訓練生に対してなにもできない、という意見でした。私は早速、弁護士の意見を訓練生に伝えました。

私は 1975 年の夏にエドモントンに引っ越してきました。エドモントンには、もと訓練生でその当時いろいろな職業についている人がいました（大工、大学生、ブリキ加工、パン屋、家具屋など）。この人たちと会を作り、情報交換や交流を続けました。日本に帰国する人、職業を変える人もいました。2025 年現在、もと訓練生が、まだ数人エドモントンにいて、今でも交流を続けています。

資料：

国際協力事業団、「カナダ農業移住訓練生動態調査報告（1979 年）

chrome-

extension://efaidnbmninnibpcajpcglclefindmkaj/https://openjicareport.jica.go.jp/pdf/10356327.pdf

国際協力事業団、「カナダ農業移住訓練生制度」

chrome-
extension://efaidnbmnnnibpcajpcgclclefindmkaj/https://openjicareport.jica.go.jp/pdf/10239598_04.pdf